徳島市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく、本市の総合戦略の策定にあたり、広く意見を聴取するため、徳島市まち・ひと・しごと創生懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見聴取事項)

- 第2条 懇話会の意見聴取事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総合戦略の策定に関すること
 - (2) その他必要な事項に関すること

(組織及び任期)

- 第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、市長並びに識見を有する者及び公募市民等の中から市長が委嘱する者とする。
- 3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

- 第4条 懇話会に、会長を置く。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、懇話会を代表し、その会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、 又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会に関する庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

徳島市まち・ひと・しごと創生懇話会 委員名簿

区分		氏名	所属等
会長	官	遠藤 彰良	徳島市長
委員	産	小笠 恭彦	徳島商工会議所 専務理事
		伊勢 政喜	徳島市農業協同組合 代表理事専務
		板東 美千代	阿波女あきんど塾 キャスト
	学	小田切 康彦	徳島大学 准教授
		加渡 いづみ	四国大学短期大学部 教授
		鍛冶 博之	徳島文理大学 准教授
	金	本庄 理	一般社団法人徳島県銀行協会 常務理事
	労	兼松 文子	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 常務理事
	譠	宍戸 優	時事通信社 徳島支局長
	士	米澤 和美	徳島県社会保険労務士会 会長
	福祉	喜多條 雅子	NPO法人Creer 理事
	子育て	松﨑 美穂子	NPO法人子育て支援ネットワークとくしま 理事長
	若者	竹内 彩香	徳島大学大学生
	公募	永山 愛	公募委員

(順不同、敬称略)